

# 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合制限付き一般競争入札実施要領

(令和3年3月31日告示第7号)

## (趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による制限付き一般競争入札を行う場合において、法令等に別に定めるもののほか、事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

### (1) 契約担当班長

制限付き一般競争入札に係る入札の執行及び契約の締結に関する事務等を所掌する班の長をいう。

### (2) 事業担当班長

事業の執行に関する事務等を所掌する班の長をいう。

## (対象事業)

第3条 対象とする事業は、制限付き一般競争入札に付する事業とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

### (1) 目的物の引渡日が制限されるなど特別な事由がある場合

### (2) 制限付き一般競争入札により実施したが、入札不調等の措置となった場合

2 前項各号に掲げる場合は、契約事務要綱第22条又は第27条の規定によるものとする。

## (入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号いずれかに該当する場合は、当該入札に参加することはできないものとする。

### (1) 契約事務要綱第4条に規定する佐倉市、四街道市又は酒々井町の入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）のいずれにも記載されていない者

### (2) 別に定める指名停止措置の要領等に基づく指名停止、別に定める暴力団対策措置の要綱等に基づく指名除外又は法令等に基づく営業停止を第7条に規定する公告（以下「公告」という。）の日から当該事業の入札（開札）の日までの間受けている者

### (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

### (4) 当該工事の入札（開札）日前6か月以内に不渡手形、不渡小切手を出した

者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者
  - (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 2 前項に規定する場合のほか、施行令第167条の5第1項に規定する契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を資格要件として定めた場合は、当該資格要件を有する者でなければ参加することはできないものとする。
  - 3 事業の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うために特に必要と認めるときは、施行令第167条の5の2に規定する事業所の所在地、当該契約に係る事業の経験、技術的適性の有無等に関する必要な事項を定めることができる。この場合にあつては、当該資格要件を有する者でなければ参加することができないものとする。
  - 4 前項に規定する資格要件設定に関する基準は、別に定める。

（入札参加資格審査委員会）

第5条 管理者は、当該事業を制限付き一般競争入札に付す場合は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札参加資格審査委員会規程（平成19年葬祭組合訓令第2号。以下「審査会規程」という。）第1条の規定による佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聞き、当該事業の資格要件を決定しなければならない。ただし、設計金額が次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 工事又は製造の請負にあつては、3,000万円未満の事業
  - (2) 財産の買入れにあつては、500万円未満の事業
  - (3) 物件の借入れにあつては、500万円未満の事業
  - (4) その他（財産の売払い及び物品の貸付けを除く。）にあつては、1,000万円未満の事業
- 2 前項に規定する審査委員会が審査を行う事項は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 前条第2項及び第3項に規定する資格要件の設定等に関すること。
    - (2) 前号のほか、事業において、特定共同企業体に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並びに代表者及び構成員の技術的要件等に関する資格要件に関すること。
    - (3) 当該事業の入札執行等に関し必要な事項に関すること。
    - (4) 資格確認結果通知における不服審査の審査に関すること。
    - (5) その他当該事業の入札参加に関し、必要と認められる事項に関すること。

（当該事業の資格要件の決定）

第6条 資格要件の決定は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合財務規則（令和3年葬祭組合規則第2号。以下「規則」という。）別表第3その1契約関係事務専決区分の表のうち、公募による入札の参加資格要件の決定欄の金額が事務局長専決金額未満の事業は、事務局長が専決するものとする。

2 前項の場合は、事業担当班長が当該事業の入札参加資格に関する要件を作成し、契約担当班長に通知しなければならない。

3 前項に規定する通知を受けた契約担当班長は、前条に規定する審査委員会に諮る日時又は告示の日時等を、事業担当班長にできるだけ速やかに通知するものとする。

（当該事業の公告）

第7条 当該事業の公告は、施行令第167条の6及び契約事務要綱第6条の規定により、公示をするものとする。

（設計図書等の配付等）

第8条 当該事業の仕様書、図面及び実施に関する条件等並びにその他参考図書（以下「設計図書等」という。）は、入札に参加を希望する者又は入札参加資格を有する者に有償又は無償（電磁的な方法により配布したものを含む。）によりこれを配付することができるものとする。なお、配布方法は、公告に明記しなければならない。

2 設計図書等の配布は、前条に規定する公示日以降とする。

3 第1項の規定により設計図書等を無償配布（縦覧及び貸出を含む。以下この項において同じ。）する場合は、前条に規定する公示日以降とし、無償配布した設計図書等は、入札（開札）日時までに、当該設計図書を配付した事業担当班長へ返却しなければならない。ただし、電磁的な方法により配布したものは除く。

（質問及び回答）

第9条 設計図書等に疑義がある者は、質問書の提出期限日時までに事業担当班長に書面又は電磁的な措置により提出するものとする。

2 事業担当班長は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を回答期限日までに書面又は電磁的な措置により回答するものとする。

（資格確認の申請）

第10条 当該事業の入札に参加を希望する者（以下「参加申請者」という。）は、入札参加資格確認申請書及び必要な添付資料（以下「資格確認資料」という。）を公告で定められた方法により、申請期限日までに1部提出しなければならない。

2 契約担当班長は、前項の規定により資格確認資料の提出を受けたときは、その内容を確認のうえ資格確認資料に受付印を押印し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、参加申請者に受理を伝えるものとする。ただし、公告で別に

定めた場合は、この限りでない。

- (1) ファクシミリにより資格確認資料の提出を受けた場合は、電話又はファクシミリにより連絡するものとする。
- (2) 電子入札システムにより資格確認資料の提出を受けた場合は、電子入札システムにより連絡するものとする。
- (3) 持参により資格確認資料の提出を受けた場合は、受付印を押印した入札参加資格確認申請書の写しを参加申請者に返却するものとする。

#### (入札参加業者の決定)

- 第11条 入札参加業者は、第7条に規定する公告の入札参加条件を満たした者全員とする。ただし、申請書を受理した日から開札日までの間、公告した入札参加条件を満たさない事実があった場合等特別な事由があるときは、入札参加資格を取り消すことができるものとする。
- 2 契約担当班長は、事業担当班長と協議し、提出された参加資料に基づき、制限付き一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成し、管理者の承認を得なければならない。
  - 3 入札参加業者の決定は、前項の規定にかかわらず、規則別表第3その1契約関係事務専決区分の表のうち、公募による入札の参加業者の決定の金額が事務局長専決金額未満の事業については、事務局長が専決するものとする。

#### (確認結果の通知)

- 第12条 管理者は、前条の規定により入札参加資格の有無について決定したときは、速やかに次の各号により参加申請者に通知するものとする。
- (1) 持参又はファクシミリにより資格確認資料の提出を受けた場合は、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書により参加申請者に通知するものとする。ただし、公告で別に定めた場合は、この限りではない。
  - (2) 電子入札システムにより資格確認資料の提出を受けた場合は、電子入札システムにより通知するものとする。

#### (無資格者への理由説明)

- 第13条 前条の規定により、資格が無いと通知された者のうち異議ある者は、通知の日から7日以内に書面をもって管理者に説明を求めることができるものとする。
- 2 管理者は、前項の説明を求められたときは、第5条に規定する審査委員会に諮り、審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面をもって回答するものとする。

#### (入札の執行)

- 第14条 入札回数は1回とする。ただし、契約事務要綱第15条の規定により、予定価格等を事前に公表する場合を除き、施行令第167条の8第4項に規定する再度入札を行うことができるものとする。

2 入札の執行にあたっては、次の各号のとおりとする。ただし、公告で別に定めた場合は、この限りではない。

(1) 郵送により入札書の提出を受ける場合は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合郵便入札約款のとおりとする。

(2) 電子入札システムにより入札書の提出を受ける場合は、別に定めるところによる。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 特定建設工事共同企業体に発注する場合は、審査委員会にその適否を諮るとともに、第4条各項に規定する資格要件は、共同企業体の代表者及び構成員ごとに、各々設けるものとする。なお、この場合の事務処理は、第5条から前条までを準用するものとする。

2 第10条に規定する資格確認資料及び第14条に規定する入札書等は、結成された共同企業体の代表者から提出を受けるものとし、構成員からの提出は認めないものとする。

(混合入札)

第16条 前条の規定により特定建設工事共同企業体に発注する工事において、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる単体企業があると認められるときは、単体企業及び特定建設工事共同企業体の入札参加資格をそれぞれ定めた上で、混合入札を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第17条 申請者から提出された資料は返還しない。また、次条第1項の事項を除き、これを公表しないものとする。

(情報の公開等)

第18条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令（平成13年2月16日施行）第7条の規定等に基づく情報の公開等については別に定める。

2 契約事務要綱第20条の規定により入札を取りやめた場合において、別に定める談合情報の対応マニュアル等の規定により、公正取引委員会への報告又は警察署への報告等をなした場合は、調査あるいは捜査資料となるため、法令等に準拠し、公告を除き、非公開とすることができるものとする。

(応募資料の虚偽記載)

第19条 提出された応募資料が明らかに虚偽であり、管理者が特に注意を喚起する必要がある場合には、書面をもって通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした場合、特に悪質と認められる者は、指名保留又は停止等の措置を講ずることができるものとする。

(電磁的措置)

第20条 本要領に規定する申請、通知及び提出等は、インターネットを含む電磁的な方法をもってこれを行うことができる。ただし、あらかじめ、公告にその内容及び方法等を明記しなければならないものとする。

(補則)

第21条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要領の廃止)

2 この要領の施行に伴い、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合制限付き一般競争入札実施要領(平成19年12月28日制定)は、廃止する。